

令和 8 年（フ）第 5 1 9 1 号
東京都目黒区大岡山 1 丁目 13—15 ニュー藤
マンション 20

債務者 鹿妻 邦行

1 決定年月日時 令和 8 年 7 月 13 日午後 5 時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費
用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和 8 年 9 月 15 日まで

5 免責審尋期日 令和 8 年 9 月 15 日午前 11 時
東京地方裁判所民事第 20 部

令和 8 年（フ）第 5 2 2 2 号

東京都葛飾区東金町 4 丁目 27—8—203 第
2 唐松ハイツリー
債務者 若林 聖子

1 決定年月日時 令和 8 年 7 月 13 日午後 5 時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費
用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和 8 年 9 月 15 日まで

5 免責審尋期日 令和 8 年 9 月 15 日午前 11 時
東京地方裁判所民事第 20 部

令和 8 年（フ）第 2 4 1 1 号

東京都中野区弥生町 1 丁目 42—10—304
債務者 川原 朱里

1 決定年月日時 令和 8 年 7 月 13 日午後 5 時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費
用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和 8 年 9 月 17 日まで

5 免責審尋期日 令和 8 年 9 月 17 日午後 3 時 30
分

東京地方裁判所民事第 20 部

令和 8 年（フ）第 5 1 2 9 号

東京都板橋区西台 2 丁目 14—1—302
債務者 鈴木喜代子

1 決定年月日時 令和 8 年 7 月 10 日午後 5 時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費
用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和 8 年 9 月 29 日まで
5 免責審尋期日 令和 8 年 9 月 29 日午前 10 時 30
分

東京地方裁判所民事第 20 部

令和 8 年（フ）第 5 1 6 2 号

東京都北区豊島 4 丁目 8—12—201

債務者 廣本 全

1 決定年月日時 令和 8 年 7 月 13 日午後 5 時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費
用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和 8 年 10 月 20 日まで

5 免責審尋期日 令和 8 年 10 月 20 日午後 2 時
東京地方裁判所民事第 20 部

破産手続廃止

令和 7 年（フ）第 1 1 8 号

福島県いわき市内郷綴町一之坪 32 番地の 2
破産者 株式会社旦興業

1 決定年月日 令和 8 年 7 月 9 日

2 主文 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費
用を支弁するのに不足する。

東京地方裁判所いわき支部

令和 6 年（フ）第 1 6 5 5 号

東京都墨田区向島 3 丁目 3 番 7—903

破産者 株式会社ロジック

1 決定年月日 令和 8 年 7 月 9 日

2 主文 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費
用を支弁するのに不足する。

東京地方裁判所民事第 20 部

令和 6 年（フ）第 1 6 5 7 号

埼玉県春日部市粕壁 2 丁目 3—24

破産者 江上 雅彦

1 決定年月日 令和 8 年 7 月 9 日

2 主文 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費
用を支弁するのに不足する。

東京地方裁判所民事第 20 部

令和 6 年（フ）第 1 9 5 2 号

東京都渋谷区神宮前 1 丁目 2 番 8 号

破産者 原塾メイト株式会社

1 決定年月日 令和 8 年 7 月 9 日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費
用を支弁するのに不足する。

東京地方裁判所民事第 20 部

令和 6 年（フ）第 7 6 4 2 号

東京都港区赤坂 8 丁目 4 番 14 号 青山タワー

プレイス 8 階

破産者 株式会社 S E P A L

1 決定年月日 令和 8 年 7 月 9 日

2 主文 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費
用を支弁するのに不足する。

東京地方裁判所民事第 20 部

令和 6 年（フ）第 7 6 4 3 号

東京都世田谷区鎌田 3 丁目 14—4—310、開
始決定時の住所東京都世田谷区深沢 6 丁目
26—13—202

破産者 柳澤 秀男

1 決定年月日 令和 8 年 7 月 9 日

2 主文 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費
用を支弁するのに不足する。

東京地方裁判所民事第 20 部

令和 7 年（フ）第 5 5 4 7 号

東京都新宿区西早稲田 2 丁目 15 番 11 号 イー
ストンビル西早稲田 301

破産者 有限会社メディア・フィールド

1 決定年月日 令和 8 年 7 月 9 日

2 主文 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費
用を支弁するのに不足する。

東京地方裁判所民事第 20 部

令和 7 年（フ）第 7 0 8 2 号

東京都港区港南 3 丁目 4 番 27 号

破産者 キヤノンクリエーション株式会社

1 決定年月日 令和 8 年 7 月 9 日

2 主文 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費
用を支弁するのに不足する。

東京地方裁判所民事第 20 部

令和 7 年（フ）第 7 1 7 6 号

東京都大田区東馬込 1 丁目 38—8—304

破産者 守屋 玄

1 決定年月日 令和 8 年 7 月 9 日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費
用を支弁するのに不足する。

東京地方裁判所民事第 20 部

令和 7 年（フ）第 7 1 7 7 号

東京都世田谷区若林 4 丁目 4—24

破産者 守屋 大

1 決定年月日 令和 8 年 7 月 9 日

2 主文 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費
用を支弁するのに不足する。

東京地方裁判所民事第 20 部

令和 7 年（フ）第 9 0 5 8 号

岐阜県高山市上宝町蔵柱 239

破産者 大戸 剛

1 決定年月日 令和 8 年 7 月 9 日

2 主文 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費
用を支弁するのに不足する。

東京地方裁判所民事第 20 部

令和 7 年（フ）第 9 2 3 8 号

東京都北区滝野川 7 丁目 23 番 5 号 パークサ
イドコート 104 号室

破産者 医療法人社団医慶会

1 決定年月日 令和 8 年 7 月 9 日

2 主文 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費
用を支弁するのに不足する。

東京地方裁判所民事第 20 部

令和 7 年（フ）第 9 4 8 7 号

東京都杉並区高井戸東 2 丁目 25 番 11 号

破産者 有限会社ルナ

1 決定年月日 令和 8 年 7 月 9 日

2 主文 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費
用を支弁するのに不足する。

東京地方裁判所民事第 20 部

令和 7 年（フ）第 9 4 8 8 号

東京都三鷹市新川 2 丁目 1—32—104

破産者 河崎 雅之

1 決定年月日 令和 8 年 7 月 9 日

2 主文 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費
用を支弁するのに不足する。

東京地方裁判所民事第 20 部